

※太枠内の①申請年月日、②申請者の住所・氏名、③申請地の地名地番を記入してください。

建 築 敷 地 調 査 書		中津市建設部 建築指導課		令和6年12月	
(長 期 優 良 住 宅 認 定)		① 令和		年 月 日	
②申請者	住 所				
	氏 名				
③申請地の地名地番		中津市			

まちづくり推進課		上下水道部 経営企画係			
2 F南		外局			
ま ち づ く り 推 進 課	都市計画道路	内・外	号線 幅員	m	都市計画法53条・65条許可（許可済・未申請・不要）
	都市計画公園	内・外	号公園		都市計画法53条・65条許可（許可済・未申請・不要）
	その他都市計画施設	内・外	名称：		都市計画法53条・65条許可（許可済・未申請・不要）
	市街地開発事業の区域	内・外			
	市街地開発事業等予定区域	内・外			
	地区計画	内・外	上如水・大悟法地区地区計画		都市計画法58条許可（届出済・未提出・不要）
	景観		景観条例第7条事前協議（協議済・未協議・不要）		
上 下 水 道 部	下水道都市施設	内・外	処理場 ・ ポンプ場		
			都市計画法53条許可（許可済・不要）・65条許可（許可済・不要）		

長期優良住宅の普及の促進に関する法律

（認定基準等）

- 第6条 所管行政庁は、前条第一項から第七項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
- 一 当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。
 - 二 当該申請に係る住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
 - 三 当該申請に係る住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。
 - 四 当該申請に係る住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。
 - 五 前条第一項、第二項又は第五項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。
 - ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 六 前条第三項又は第四項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を三十年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。
 - ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 七 前条第六項又は第七項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。
 - ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 八 その他基本方針のうち第四条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

中津市長期優良住宅認定に関する事務処理要領（平成22年9月1日 制定）

（居住環境の維持及び向上に関する基準）

- 第12条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は、次のとおりとする。
- 一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する次に掲げる地区計画のうち建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備及び用途についての制限に限る。）に適合しない場合は、原則として認定を行わないものとする。
 - ・ 上如水・大悟法地区地区計画
 - 二 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項に基づく届出の対象となるものについては、景観計画における景観形成基準に適合しない場合は、原則として認定を行わないものとする。
 - 三 認定時において、次に掲げる区域内においては、原則として認定を行わないものとする。ただし、当該区域内であっても、再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅及び区画整理地区内の除却が不要な住宅のように、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。
 - ア 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
 - イ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
 - ウ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域